



2019年3月26日

各位

会社名 株式会社 百十四銀行
代表者名 取締役頭取 綾田 裕次郎
(コード番号: 8386 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 佐久間 達也
(TEL. 087 - 836 - 2787)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2019年3月26日開催の取締役会において、2019年6月下旬開催予定の第150期定時株主総会に、相談役制度の廃止に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため相談役制度を廃止することに伴い、現行定款第25条に定める相談役に関する規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(相談役) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。</u>	(削除)
第26条～第41条 (条文省略)	第25条～第40条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年6月下旬 (予定)
定款変更の効力発生日 2019年6月下旬 (予定)

4. その他

現相談役 竹崎 克彦及び渡邊 智樹の両名は、2019年3月31日をもって任期満了に伴い相談役を退任いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部 広報 CSR グループ 太田(康) 【電話】087-836-2916